

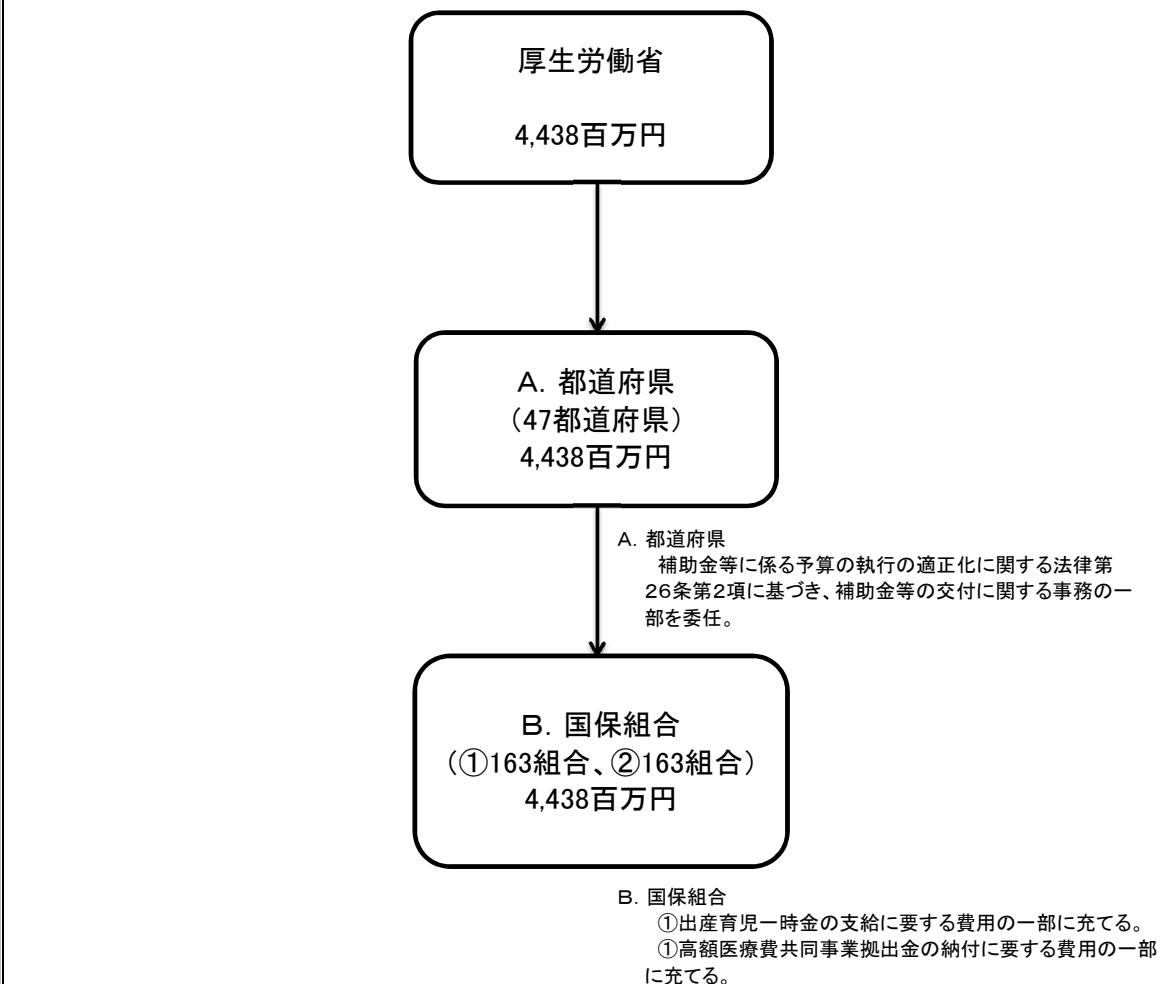
平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金			担当部局庁	保険局		作成責任者			
事業開始年度	昭和37年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	国民健康保険課		中村 博治			
会計区分	一般会計			政策・施策名	I-9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること					
根拠法令(具体的な条項も記載)	国民健康保険法第74条			関係する計画、通知等	国民健康保険組合特別対策費等補助金の国庫補助について(平成21年3月31日厚生労働省発保第0331024号)					
主要政策・施策	男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国保組合に対し、①「出産育児一時金補助金」、②「高額医療費共同事業補助金」を交付することにより、国民健康保険事業の適正な運営を確保するとともに、国保組合財政の安定化に資することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	① 出産育児一時金(42万円)の1/4相当分を補助(昭和37年度開始) ② 一件当たり100万円を超える高額レセプトについて、全国国民健康保険組合協会において共同事業を実施しているが、同事業に対する各国保組合が負担する拠出金の1/4相当分を補助(平成15年度開始)									
実施方法	補助									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求				
	当初予算	4,684	4,593	4,438	4,268	4,303				
	補正予算	-	-	-						
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
	翌年度へ繰越し	-	-	-						
	予備費等	-	-	-	-					
	計	4,684	4,593	4,438	4,268	4,303				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	執行額	4,684	4,593	4,438						
	執行率(%)	100%	100%	100%						
	定量的な成果目標	成果指標	△	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度		
			△	成果実績	-	-	-			
定量的な成果目標 が設定できない理由 及び定性的な成果目標			△	目標値	-	-	-			
			△	達成度	%	-	-			
	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績						
定量的な成果目標 の設定が困難な場合	当該補助事業は、国保組合の保険給付費等に対し補助し、安定的な財政・事業運営に資することを目的としていることから、定量的な成果目標を設定し、その達成度を測ることははじまらないものと考える。			「出産育児一時金補助金」は、保険者が出産育児一時金の支給を確実に実施するとともに、支給額について全国的に均衡を保つことを目標としているが、過去3カ年の実績から達成されていると考える。 「高額医療費共同事業補助金」は、高額な医療費に対して行う再保険事業で、国保組合の財政運営の安定化に資することを目標としているが、過去過去3カ年の実績から達成されていると考える。						
	事業の妥当性 を検証するための代替的な 達成目標及び 実績	代替目標	代替指標	△	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度	
		実施組合数を維持する	実施組合数(出産育児一時金補助金、参考指標)	実績	組合	162	162	163		
				目標値	組合	165	164	163	163	
	事業の妥当性 を検証するための代替的な 達成目標及び 実績			代替目標	代替指標	達成度	%	98%	98%	100%
		実績	組合			163	163	163		
		目標値	組合			163	163	163	163	
	活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			△	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
		国民健康保険組合数(出産育児一時金補助金)	活動実績		組合	162	162	163		
			当初見込み	組合	165	164	163	163		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			△	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	国民健康保険組合数(高額医療費共同事業補助金)	活動実績		組合	163	163	163			
		当初見込み	組合	163	163	163	163			

単位当たり コスト	算出根拠		単位 百万円	24年度 15	25年度 15	26年度 14	27年度見込 13				
	出産育児一時金補助金	X:「執行額」／Y:「実施組合数」									
	単位当たり コスト	算出根拠	単位 百万円	24年度 14	25年度 14	26年度 14	27年度見込 14				
平成 2 7 （ 単 位 ： 百 万 円 ） 予 算 内 訳	高額医療費共同事業補助金		単位当たり コスト 計算式	X/Y 2464/162	2373/162	2218/163	2048/163				
	X:「執行額」／Y:「実施組合数」										
費　目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由								
出産育児一時金補助金	2,048	2,083	出産育児一時金支給件数の増加のため。								
高額医療費共同事業補助金	2,220	2,220									
計	4,268	4,303									

事業所管部局による点検・改善																
	項目		評価	評価に関する説明												
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	補助金を交付することは、国保組合の安定した財政運営を推進するうえで必要な事業であり、当該補助事業を実施しなかった場合、被保険者の負担増につながる。												
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国民健康保険法第74条の規定に基づき補助金を交付することは、国が実施すべき事業である。												
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	補助金を交付することは、国民組合の安定した財政運営を推進するうえで、優先度の高い事業である。												
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-												
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	国は、出産育児一時金(42万円)及び高額医療費共同事業拠出金の1/4相当分を補助しているが、3/4相当分を保険者が負担していることから、負担関係は妥当である。												
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	出産育児一時金の引き上げに伴う特例的な補助について、削減を行っている。												
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-												
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱に補助対象事業及び算定方法等を定め、適正に執行されている。費目・使途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。												
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-												
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-												
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果実績については、目標値に対する成果実績から見て、ほぼ見込み通りとなっている。												
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低成本で実施できているか。		-	-												
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績については、当初見込みに対する活動実績から見て、ほぼ見込み通りとなっている。												
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-												
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-												
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	-												
点検・改善結果	点検結果	出産育児一時金の支給額を恒久的に42万円にすることに伴う激変緩和措置である引き上げ分に対する国庫補助(各國保組合の所得水準に応じて1件あたり5千円~1万円)を平成24年度に廃止し、平成25年度以降は原則保険料で賄うこととなっているところである。また、高額医療費共同事業補助金は国保組合の安定した財政運営を推進する上で必要な事業であり、平成26年度も引き続きこれまでと同様の補助内容となっている。														
	改善の方向性	国庫補助の見直しを踏まえ、引き続き、適正な補助事業の実施に努めていく。 また、支給実績が予算額へ適正に反映されるよう、年度ごとの出産育児一時金の支給実績に応じて予算額を縮減しており、適切な補助事業の実施を図っているが、引き続き、適正な補助事業の実施に努めていく。														
外部有識者の所見																
点検対象外																
行政事業レビュー推進チームの所見																
通現 り状	引き続き、必要な予算額の確保及び適正な執行に努めること。															
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況																
通現 り状	-															
備考																
平成22年度事業仕分け(第3弾)																
<ul style="list-style-type: none"> ・事業番号:A-10 ・事業名:所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直し ・WGの評価結果:見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止) ・とりまとめコメント:それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているので、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前通りのしっかりとした補助を、その代わり所得の高い人たちで集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案で進んでいただきたいということを結論とする。 																
公開プロセス(平成22年度)																
<ul style="list-style-type: none"> ・レビューシート番号:244 ・事業名:国民健康保険組合への補助金の見直し ・公開プロセスの際の結果:事業は継続するが更なる見直しが必要 ・公開プロセスの際のとりまとめコメント:○財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべし。定率分の見直しも必要。 ○特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。 ○本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。 																
関連する過去のレビューシートの事業番号																
平成22年度	244	平成23年度	255	平成24年度	221											
平成25年度	254	平成26年度	266													

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行つて補足する)
(単位：百万円)

支出先上位10者リスト

A.都道府県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	1,736	-	-
2	愛知県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	355	-	-
3	埼玉県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	347	-	-
4	神奈川県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	303	-	-
5	大阪府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	284	-	-
6	兵庫県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	225	-	-
7	京都府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	166	-	-
8	栃木県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	94	-	-
9	三重県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	88	-	-
10	広島県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務。	80	-	-

B.国保組合

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央建設国民健康保険組合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	554	-	-
2	東京土建国民健康保険組合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	371	-	-
3	全国建設工事業国民健康保険組合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	258	-	-
4	埼玉土建国民健康保険組合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	241	-	-
5	建設連合国民健康保険組合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	238	-	-
6	神奈川県建設連合国民健康保険組合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	220	-	-
7	兵庫県建設国民健康保険組合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	175	-	-
8	東京食品販売国民健康保険組合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	141	-	-
9	京都建築国民健康保険組合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	95	-	-
10	全国歯科医師国民健康保険組合	出産育児一時金の支給、高額医療費拠出金の納付に要する費用の一部に充てる。	90	-	-